(仮称) 青森西北沖(南側)洋上風力発電事業

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

令和4年1月

青森西北沖洋上風力合同会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第2章 環境影響評価方法についての意見の概要及び事業者の見解	3

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、一般に対し方法書を作成した旨及びその他事項を公告 し、方法書を縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和3年10月26日(火)

(2) 公告の方法

ア. 日刊新聞紙による公告

令和3年10月26日(火)付の日刊新聞紙「東奥日報(朝刊)」に「お知らせ」を掲載した。 (別紙1)

イ. 自治体広報による公告

以下の自治体広報に「お知らせ」を掲載した。(別紙2)

- ・広報つがる (2021年10月号)
- ・広報あじがさわ (2021年11月号)
- ・広報ふかうら お知らせ版(令和3年10月15日発行)

ウ. インターネットへの掲載による公告

ホームページに令和3年10月26日(火)より掲載した。(別紙3) https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/aomoriseihokul.html

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す4箇所にて縦覧を実施した。また、コスモエコパワー株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・つがる市役所 本庁舎 企画調整課 (青森県つがる市木造若緑 61-1)
- ・つがる市役所 車力出張所 (青森県つがる市車力町花林 65)
- ・鰺ヶ沢町役場 政策推進課 (青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 321 番地)
- ·深浦町役場 本庁舎 総合戦略課(青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2)

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間: 令和3年10月26日(火)から令和3年11月25日(木)まで (土日、祝日を除く)
- ・縦覧時間:午前8時15分から午後5時まで

(開庁時間に準ずる。なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。)

(5) 縦覧者数

縦覧者数(縦覧者名簿記載者数)は0件であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成23年法律第27号)第7条の2の規定に基づき、 方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

開催場所、開催日時及び来場者数は表 1-1 に示すとおりである。

	開催日時	開催場所	来場者数
勞 1 同	11月8日(月)	牛潟公民館	8名
第1回	19 時~20 時 30 分	(つがる市牛潟町鷲野沢 29-789)	8名
笠 0 同	11月9日(火)	深浦町農村環境整備センター	c &
第2回	14 時 30 分~16 時 (深浦町大字北金ケ沢字塩見形 406-1)		6名
笠 2 同	11月9日(火)	南広森コミュニティ消防センター	0 8
第3回	19 時~20 時 30 分 (つがる市木造吹原屛風山 1-80)		2名
勞 4 同	11月10日(水)	鰺ヶ沢町中央公民館	7名
第4回	19 時~20 時 30 分	(鰺ヶ沢町大字本町 209-2)	(名

表 1-1 開催場所、開催日時及び来場者数

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和3年10月26日(火)から令和3年12月9日(木)まで (郵送での受付は、当日消印有効とした)

(2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた。(別紙4参照)

- ①コスモエコパワー株式会社内 青森西北沖洋上風力合同会社への書面の郵送
- ②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ③住民説明会会場での提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は1通であった。

第2章 環境影響評価方法についての意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づく、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は23件 (1通) であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、環境影響評価方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解を表2-1(1)~表2-1(7)に示す。

表 2-1(1) 環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解(意見書①)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■意見は要約しないこと	環境の保全の見地から頂いたご意見は、
	意見書の内容は、事業者(コスモエコパワー株式会社内 青森	環境影響評価法第十四条の規定に従い、原
	西北沖洋上風力合同会社)及び委託先(アジア航測株式会社)の	則として「意見の概要」を整理しますが、要
	判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れ	約しないことと明記されたご意見は、可能
	がある。	な限り原文のまま記載することとしまし
	事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由か	た。
	ら、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回	
	答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替え	
	ること」も認めない。	
2	■本事業で採用する予定の風力発電機の機種について	現時点においては、カットイン風速未満
	P387配慮書への一般意見に対し、事業者は「候補となる機種は	ではブレードをフェザリングできる機種と
	すべてカットイン風速未満の弱風時においては遊転状態となり	する予定としているため、これを踏まえて
	ます。」、「弱風時にフェザリングが可能です」と回答した。それで	影響予測をいたします。
	は、	カットイン速度の調整はバットストライ
	①コウモリ類への影響予測は、「カットイン風速未満ではブレー	クの低減効果を有すると認識しています
	ドをフェザリングする」ことを明記すること。	が、環境保全措置については、調査、予測及
	②「遊転」は主観的かつ曖昧な単語なので、仮に「カットイン風	び評価の結果、最新の情報に基づき検討し
	速未満は遊転するから影響はない」などの主張をする場合は、遊	ます。
	転状態の回転速度(rpm)を明記し、さらにブレード先端の移動速	
	度を時速(km/h)に換算して客観的に表記すること。	
	③コウモリ類について「影響がない」又は「影響が極めて小さい」	
	と予測される場合以外は、「出現頻度が最も高い時期にカットイ	
	ン風速をあげ、かつ、フェザリングを行う」保全措置を検討する	
	こと。	

表 2-1 (2) 環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解(意見書①)

意見の概要 事業者の見解 No. 3 ■3季各15日 (年間45日) 程度の調査でバットストライクの定量 コウモリ類の行動は天候によって異なる 的予測は不可能 ことが考えられることから、調査日数は各 P351『各季15日間、年間45日の調査で、バットストライクの定 季節において、様々な天候を網羅できるよ 塁予測ができる』とした科学的根拠(文献名)を述べよ。既存図 うに設定しました。今後、県や国における審 書※1によれば、洋上における自動録音調査は4月から12月までの 査等においてご指摘があった場合には適切 連続した調査を要している。また、別の図書※2では、コウモリ類 に対応させていただく予定です。 の専門家(大学准教授)が『気象条件によりばらつきがあるため、 活動期(3月-12)を通したモニタリングが必要である』とはっき りと述べている。 ①事業者の委託先(アジア航測)は、この『年間45日間の手抜き 調査』をどの科学論文から引用したのか。 ②①に科学的根拠がない場合、『年間45日間の調査』は委託先の 単なる思いつきということか。 ③仮に①が「アドバイザーの助言」を根拠とする場合は、必ずそ のアドバイザーから科学的根拠(文献名) を聞き、事業者見解に 記載すること。 ※1「北九州響灘洋上ウィンドファーム(仮称) に係る環境影響 評価準備書」(令和2年7月、ひびきウィンドエナジー株式会社)P 387 ※2「(仮称) 佐賀県唐津市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮 書」(令和2年7月 アカシア・リニューアブルズ株式会社、大阪 ガス株式会社) P214 ■バットディテクターの観測可能距離 (m)及びマイクホルダの バットディテクターの探知距離とマイク 4 の設置方向について、準備書に記載します。 指向性を記載せよ 事業者の委託先 (アジア航測) はこれまでバットディテクタ 一の観測可能距離を明らかにしていない。使用機材の性能を客 観的に示すことができないならば、その機材を用いた調査結果 など信用に値しない。 既存資料※によれば他の事業者もまじめにテストしているの で、仮に「事業者の委託先(アジア航測)にとって困難」であ っても「実施が不可能な要望」ではないはずだ。 テスト対象は、20kHz前後グループ(ヒナコウモリ、ヤマコウモ リどちらかでよい)、45kHz前後グループ (ユビナガコウモリ、 アブラコウモリどちらかでよい)であればよい。なお距離(m)に ついてはIOm単位としてもよい。 ※「北九州響灘洋上ウィンドファーム(仮称) に係る環境影響 評価準備書」(令和2年7月、ひびきウィンドエナジー株式会 社、委託先日本気象協会) P572

表 2-1 (3) 環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解(意見書①)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	■音声録音調査地点がたったの3地点のみで「不十分」 P354 風力発電機は64 基もあり、対象事業実施区域は南北20km、 東西5kmほどもある広大なエリアにもかかわらず、コウモリ音声調 査地点がたったの3地点のみ、しかもすべて陸上に設置するとい う。呆れた話だ。 ①バットディテクターの探知距離はせいぜい20mほどだ。陸上の3 地点から5km先の洋上のコウモリの動態を探知できるはずがない。 ②委託先(アジア航測)および専門家(大学名誉教授)は、配慮書	専門家の助言を参考に調査機器や調査 地点等を設定し、本計画におけるコウモ リ類の保全に資するよう適切な調査を実 施します。
	において『洋上に昆虫はいないのでコウモリもいない。だから影響はない』などと科学的根拠のないことを主張していたが(P283)、方法書においても科学的根拠の欠如したデタラメな計画を立案するつもりだ。 ③委託先(アジア航測)および専門家(大学名誉教授)の調査計画は根拠がなく主観的だ。その結果など信用に値しない。	
6	■音声録音調査地点がたったの3地点のみで「不十分」2 P354 風力発電機は64基もあり、対象事業実施区域は南北20km、東西5kmほどもある広大なエリアにもかかわらず、コウモリ音声調査地点がたったの3地点のみ、しかもすべて陸上に設置するという。通常バットディテクターの探知距離はせいぜい20mほどであり、陸上の3地点から5km先の洋上のコウモリの動態を探知できるはずがない。そもそも超音波は空中で減衰するので、遠くまで届かない。呆れた調査方法である。事業者は洋上(風力発電機設置位置)において、日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。例えば洋上に設置した観測塔、船、ブイなどに自動録音バットディテクターの設置は可能であろう。	ご提案を踏まえ、ブイを用いた海上音 声録音調査の実施については、今後、関 係者と協議のうえ、地域の実情や最新情 報を踏まえ検討します。
7	■「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングしたコウモリ類の専門家が仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	環境影響評価方法書に示した調査、予 測及び評価の手法については、今後の審 査過程で技術的な助言を受け、その結果 に基づいた経済産業大臣勧告が発出され ることとなります。その勧告を踏まえて、 今後の調査、予測及び評価における対応 を検討し、必要に応じてコウモリ類の専 門家に技術的な助言を仰ぐ方針ですが、 さらに必要と判断した場合には、環境影 響評価法第十一条第2項に従い、経済産 業大臣に技術的な助言を求めることも検 討いたします。
8	■バットディテクターによる調査時間について P353 バットディテクターによる音声 録音調査について調査時間 の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。	ご意見及び専門家等の意見も踏まえ、 日没1時間前~日出1時間後の録音を行 うことを検討いたします。
9	■バットディテクターによる調査について P353 バットディテクターによる音声 録音調査について、マイク の設置高、探知方向(上向きか下向きか)の記載がない。記載する こと。	設置高及び探知方向につきましては現 地の状況を確認して決定し、その内容を 準備書に記載いたします。

表 2-1 (4) 環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解(意見書①)

No	音目の柳萸	
No. 10	意見の概要 ■重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか?日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか?	事業者の見解 コウモリに限らず、動物及び植物については、「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」に準じ、重要な種を予測の対象とします。ただしこれは、重要な種のみを保全する意図ではなく、重要な種の適切な保全により、その他の種も適切に保全されるとの考えによるものと理解しており、重要な種以外の種を軽視するもの
11	■バットストライクの予測は定量的に行うこと P351 事業者が行う「音声 録音 調査 (自動録音バットディテクターによる調査)」は定量調査であり、予測手法や解析ソフトもすでに実在する (例えば 「WINDBAT 」※ 1 等)。バードストライクの予測手法 も応用可能だ。また、他の事業者も定量的な解析をしている※ 2。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。 ※1「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml shtml) ※2「北九州響灘洋上ウィンドファーム (仮称) に係る環境影響評価準備書」(令和 2 年 7 月、ひびきウィンドエナジー株式会社、委託先日本気象協会)	ではありません。 予測に当たっては、解析ソフトを活用し、専門家の助言や最新の知見等を踏まえて可能な限り定量的に実施します。
12	■「回避」と「低減」の言葉の定義について P388 事業者らは『「影響の回避」と「 影響の 低減」の定義を 述べよ 』という住民等意見に対して、 ====================================	準備書段階においては、「影響の回避」 と「低減」の意味を適切に整理した上で、 環境保全措置を検討します。

表 2-1 (5) 環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解 (意見書①)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	■回避措置(ライトアップアップの不使用)について	コウモリ類の環境保全措置について
	ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生してい	は、調査、予測及び評価の結果に基づき、
	る。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあっ	最新の情報を踏まえて検討します。
	た。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、	
	調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるも	
	のと予測される。益獣が死ぬと住民に不利益が生じる。これら現状	
	をふまえ、事業者が追加的保全措置を <u>実施しない理由</u> を述べよ。	
	※45個体(4種、1~32個体)、2015,07までに調べた6事業「風力発電	
	施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フ	
	ォーラム誌22 (I)、9-11,20 I7)	
	※ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県	
	西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」(重	
	昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018)静岡県	
	※ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための	
	措置等に係る報告書」(平成30年10月、株式会社ジェイウインド) 青森県	
	※コテングコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、ユビナガコウモリ	
	2個体、ヒナコウモリ4個体 合計9個体「高森高原風力発電事業環境	
	影響評価報告書」(平成31年4月、岩手県)	
	※コヤマコウモリ5個体、ヒナコウモリ3個体 合計8個体、「(仮称)	
	上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成31年4月 株	
	式会社ジェイウインド上ノ国)北海道	
	※ヒナコウモリ5個体、アブラコウモリ2個体、ホオヒゲコウモリ属	
	の一種1個体、コウモリ類1個体 合計9個体「能代風力発電所リプレ	
	ース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年8月、東北自然エネ	
	ルギー株式会社)秋田県	
	※ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、種不明コウモリ2個体、	
	合計8個体「横浜町雲雀平風力発 電事業供用に係る事後調査報告書」	
	(令和元年12月、よこはま風力発電株式会社)青森県	
	※ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ属1個体 合計2個体「石狩海新	
	港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020年2月、コスモエコパワー株式会社) 北海道	
	※ヤマコウモリ3個体、ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、	
	合計7個体「能代地区における風力 発電事業供用に係る事後調査報	
	告書(第2回)」(令和2年4月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋	
	田県	
	※ヒナコウモリ3個体「姫神ウィンドパーク事業事後調査報告書」(令	
	和2年10月 コスモエコパワー株式会社)岩手県	
	※ヒナコウモリ2個体「(仮称) 新むつ小川原ウィンドファーム事業	
	喋境影響評価準備書(公開版)」(令和3年3月、コスモエコパワー株	
	式会社)青森県	
	※ヒナコウモリ1個体「(仮称) 新岩屋ウィンドパーク事業 環境影	
	響評価準備書(公開版)」(令和3年3月、コスモエコパワー株式会社)	
	青森県	

表 2-1 (6) 環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解 (意見書①)

No.	意見の概要	事業者の見解
14	■回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生してい る。	当該地域のみならず、現在の知見では、 バットストライクがどの程度発生するの か定量的に予測できないため、事後調査
	これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより 影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	の結果を踏まえた順応的管理や最新の知 見を取り入れて、コウモリ類への影響を 低減する環境保全措置を検討します。
15	■「回避」と「低減」の言葉の定義について2 ヨーロッパのコウモリ研究機関EUROBATSが、2015年に出版した 「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版」("Guidelines fo「consideration of bats in wind farm projects Revision 2014" EUROBATS PubI icalion Series No. 6)によれば、「ライトアップの不使用」は「回避措置」に分類されている。	準備書段階において、「影響の回避」と 「低減」の意味を適切に整理した上で、 環境保全措置を検討します。
16	■「回避」と「低減」の言葉の定義について3 上記について事業者らは、『回避と低減の定義について、その区別は重要ではない』、『回避と低減の区別について色々と解釈があるものと認識している』等と論点をすり替えるはずだが、アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。コウモリ類の保全措骰として「ライトアップの不実行」のみ取捨選択し、「できる限りの保全措罹をしたが予測には不確実性が残る」と事後調査に逃れる事業者がいる現状を鑑みればコウモリ類の保全において、影響の『回避』と『低減』を区別することは極めて重要な意味を持つ。コウモリ類について『ライトアップを実行しない(回避措置)』以外の、追加的保全措置『低減措置』を必ず検討して頂きたい。	
17	■コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング (風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。※ Effectivenessof Changing Wind Turbine Cut Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities FinaFinal Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	報も参考にし、環境保全措置については、 調査、予測及び評価の結果、最新の情報 に基づき、事業者の実行可能な範囲内で
18	■「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所 アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、 コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中 で「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施 (検討さえ)しない事業者が散見される。「予測に不確実性を伴う」 としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならな い。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極め て小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、にな っているからだ。	コウモリ類の環境保全措置について は、今後の調査、予測結果ならびに環境 影響評価の手続における審査の結果を踏 まえ、事業者の実行可能な範囲で検討し ます。

表 2-1 (7) 環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解(意見書①)

No.	意見の概要	事業者の見解
19	■「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、不適切	1 271171 7 =117
	2	は、今後の調査、予測結果ならびに環境
	国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、	影響評価の手続における審査の結果を踏
	コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中	まえ、事業者の実行可能な範囲で検討し
	に「影響の程度 (死亡する数) が確実に予測できない」ことを根拠	ます。
	に、適切な保全措置を実施(検討さえ)せず、事後調査に保全措置	
	を先送りする事業者が散見される。定性的予測であれば、国内外の	
	風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コ	
	ウモリ類への影響はない』あるいは『コウモリ類への影響は極めて	
	小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検	
	討する」段階にすでに入っている。よって、本事業者らの課題は、	
	「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予	
	測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減す	
	るか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きた	
	V¹₀	
20	■環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」	コウモリ類の環境保全措置について
	上記のコウモリの保全措置(「カットイン風速の値を上げること	は、調査、予測及び評価の結果、最新の情
	及び低風速時のフェザリング」) については、「事業者が実施可能」	報に基づき、事業者の実行可能な範囲内
	かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置であ	で検討します。
	る。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事後調査の前から」	
	実施して頂きたい。	
21	■事後調査は信用できない1	コウモリ類の環境保全措置について
	①事後調査結果について住民は意見書を出せない。	は、今後の調査、予測結果ならびに環境
	②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。	影響評価の手続における審査の結果を踏
	③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性	まえ、事業者の実行可能な範囲で検討し
	が高いので信用できない。	ます。
	④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加	
	の保全措置をする義務はなく、罰則もない。	
	①~④の理由から、「事後調査」は信用できない。	
22	■事後調査は信用できない2	コウモリ類の環境保全措置及び事後調
	コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。「漂	査については、調査、予測及び評価の結
	着死骸調査」など信用に値しない。最新の科学的知見に従い、コウ	果に基づき、最新の情報を踏まえて検討
	モリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性	します。
	の高い事後調査を実施すること。	
23	■事後調査でサーモグラフィーカメラによる調査を行うこと	コウモリ類の事後調査については、調
	コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。よっ	査、予測及び評価の結果に基づき、最新
	て、コウモリ類の事後調査は、ナセル高における自動録音バットデ	の情報を踏まえて検討します。
	ィテクター調査に加えて、サーモグラフィーカメラを使用した調	
	査を行うこと。	

別紙1

```
t
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   四
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               三、事業実施想定区域 青森県つがる市及び西津軽郡鰺ケ沢町の規模 発電設備出力 最大六十万キロワット
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           二、対象事業の名称事務所の所在地
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会の開催を以環境影響評価法に基づき、「(仮称)青森西北沖(南側)洋上風力発
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       トのとおり公表します
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       代表者の氏名
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  縦覧の場所
                                                                                                        問い合わせ先青森西北沖洋上風力合同会社
                                                                                                                                                                                                                                                                     説明会の開催日時及び場所 ※いずれも開催は一時間半程度
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               意見書の提出
                                                                                                                                     十一月十日(水)十九時から
                                                                                                                      鰺ケ沢町中央公民館(鰺ケ沢町大字本町29-2)
                                                                                                                                                   (つがる市木造吹原屏風山1-8)
                                                                                                                                                                  南広森コミュニティ消防センター
                                                                                                                                                                                                              深浦町農村環境改善センター
                                                                                                                                                                                                                                            牛潟公民館(つがる市牛潟町鷲野沢29-88)
                                                                                                                                                                                                                              一月九日(火)十四時三十分から
                                                                                                                                                                                 一月九日(火)十九時から
                                                                                                                                                                                               深浦町大字北金ケ沢字塩見形46-1)
                                                                                                                                                                                                                                                            月八日(月)十九時から
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        電子縦覧
門間
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            縦覧期間
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 お知らせ
・日・祝祭日を除く、午前九時から午後五時まで)
                                                                          下一四一001111
                                                                                                                                                                                                                                                                                       令和三年十二月九日(木)まで(当日消印有効)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             令和三年十一月二十五日(木)まで
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        https://cosmo.eco-power.co.jp/assess
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                つがる市役所本庁舎(企画調整課)
                〇三(五四八七)八五六一
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             環境影響評価方法書について、環境の保全の
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        土・日・祝日を除く開庁時
                                             ビルディング コスモエコパワー株式会社内東京都品川区大崎一一六一一 TOC大崎
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   を含む)をご記入の上、縦覧場所に設置され
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    鰺ケ沢町役場(政策推進課)
                                                                                         青森西北沖PJ(担当)竹内、三輪
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    た意見書箱へ投函いただくか、左記の問い合
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 所・氏名・方法書の名称・意見(意見の理由
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           /aomoriseihokul.html
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      深浦町役場本庁舎(総合戦略課)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    及び車力出張所
                                青森西北沖洋上風力合同会社
                                                                                                                                                                                                                                                                                                      わせ先へ郵送ください。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      青森西北沖洋上風力合同会社
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           (仮称)青森西北沖(南側)洋上風力発電事業
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         青森県つがる市富萢町清水8番4 職務執行者 平塚 隆介
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             風力発電所設置事業(洋上)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  沿岸域及び沖合
```

東奥日報(令和3年10月26日付朝刊)

(仮称)青森西北沖(南側)洋上風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧および説明会開催

つがる市および鰺ヶ沢町の沿岸域および沖合において計画している風力発電事業に関して、環境影響評価法に基づき作成した「(仮称)青森西北沖(南側)洋上風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧および説明会の開催についてお知らせします。

縦覧場所:市役所企画調整課および車力出張所

※インターネットによる電子縦覧も下記事業者ホームページで行います。https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/aomoriseihoku1.html

縦覧期間:10月26日以~11月25日休 8時30分~17時15分(土日・祝日を除く)

意見書受付期間:10月26日以~12月9日休

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、 意見記入用紙に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書 箱に投函くださるか、12月9日休までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

環境影響評価方法書に関する説明会:

- 11月8日月 19時~ 牛潟公民館(つがる市牛潟 町鷲野沢29-789)
- 11月9日以 19時~ 南広森コミュニティ消防センター(つがる市木造吹原屛風山1-80)
- ※1時間30分程度を予定しています。
- ※新型コロナウイルスの感染防止対策を十分に行って実施します。

【担当課】企画調整課 電話42-2111(内線354) 【問い合わせ先】〒141-0032 東京都品川区大崎 1-6-1 TOC大崎ビルディング コスモエコパワー 株式会社内青森西北沖洋上風力合同会社 担当: 竹内、三輪 電話03-5487-8561

広報つがる(2021年10月号)

(仮称)青森西北沖(南側)洋上風力 発電事業環境影響評価方法書の 縦覧及び説明会

つがる市および鰺ヶ沢町の沿岸域および沖合において計画している風力発電事業に関して、環境影響評価法に基づき作成した「(仮称) 青森西北沖洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会を行います。

◆縦覧書類:(仮称)青森西北沖(南側) 洋上風力発電事業環境影響 評価方法書

◆縦覧場所:鰺ヶ沢町役場 政策推進課

◆縦覧期間:11月25日(木)まで (土・日・祝日を除く)

◆縦覧時間:8:15~17:00

◆電子縦覧

事業者ホームページで行います。

https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/aomoriseihoku1.html

◆意見書:環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見記入用紙に住所・氏名・意見をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函するか、12月9日(木)までに下記お問合せ先へ郵送(当日消印有効)ください。

説明会

◆開催日時:11月10日(水)

19:00~(1時間30分程度)

◆場所:鰺ヶ沢町中央公民館

※新型コロナウイルス感染対策を十分に 行って実施いたします。

問〒141-0032 東京都品川区大崎 1-6-1 TOC 大崎ビルディング コスモエコパワー株式会社内 青森西 北沖洋上風力合同会社

[203-5487-8561]

広報あじがさわ(2021年 11月)

岸域 境影響評価法に基づき作成した、 ている風力発電事業に関して、 及び説明会の開催について環境影響評価方法書の縦覧洋上風力発電事業(仮称)青森西北沖(南側) いおよび沖合において計画 がる市および鰺ヶ沢町 \mathcal{O} 沿

他事業の記載

◆事業実施想定区域

方法書

風力発電事業

環境影響評

価

(仮称) 青森西北沖

(南側)

洋

岸域及び沖合 つがる市および鯵 ケ 沢 町 0) 沿

₩覧場所

覧も下記事業者ホームページに ※インター て行います。 役場2階 ネットによる電子縦 総合戦略課

power.co.jp/assess/aomorisei hokul. html

https://cosmo.eco-

縦覧期間

祝日を除く) 8時30分~17時 10月26日(火)~ 11 15 月 25 日 分 (土目・ (木

TEL

03

-5487-85

6

1

·意見書受付期間

10月26日(火)~12月9日

 $\widehat{\pm}$

に住 見をお持ちの方は、 環境の保全の見地からのご意 |所・氏名・意見 意見記入用紙 (意見の 理

> を含む) 箱にご投函くださるか、12月9日 所に備え付けております意見書 ◆環境影響評価方法書に関する $\widehat{\pm}$ (当日消印有効)。 までに問合せ先へ郵送くだ をご記す 入のうえ、 縦覧場

電事業

環境影響評価方法書」 青森西北沖洋

0)

仮

称

上

風

力

発

縦覧および説明会の開催につ

お知らせします。

◆縦覧書類

説明会

ます。 **※**1時間 30 分程度を予定して

農村環境改善センター 11 月9日 (火) 14 時 30 (深浦町 分~

します。 ※新型コロナウイルスに対して 大字北金ヶ沢字塩見形406-1) 十分に感染対策を行って実施

口問合せ先

担当 青森西北沖洋上風力合同会社 コスモエコパワー株式会社内 TOC大崎ビルディング 東京都品川区大崎1-6- $\frac{1}{1}$ 1 4 1 0 0 3 2 竹内、三輪 1

広報ふかうら お知らせ版(令和3年10月15日発行) ☑ COSMO 事業 企業 発電所 知る・楽 お知 お問い合 採用 コスモエコパワー株式会社内容 情報 情報 しむ らせ わせ 情報

JP EN

お知らせ

<u>ホーム</u> > <u>お知らせ</u> > お知らせ詳細

青森県西北沖(南側)における洋上風力発電事業に 係る環境影響評価方法書の提出及び縦覧について

2021.11.26

2021年10月26F

青森西北沖洋上風力合同会社

青森県西北沖(南側)における洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書の提出及び 縦覧について

青森西北沖洋上風力合同会社は、青森県西北沖(南側)において、洋上風力発電事業 (以下、本事業)の検討を進めています。事業の検討にあたって、環境影響評価法に基 づき、これから行う環境アセスメントの調査や手法などをとりまとめた「(仮称)青森 県西北沖(南側)洋上風力発電事業環境影響評価方法書」およびその要約書を、本日、 経済産業大臣、青森県知事、つがる市長、鰺ヶ沢町長及び深浦町長に提出しました。

送付した方法書及びその要約書につきましては、環境影響評価法に基づき、2021年10 月26日(火)から2021年11月25日(木)の期間、関係する行政機関等での縦覧に供するとともに、本サイトで公表します。

今後、地域の皆さまや関係行政機関からご意見を頂きながら、引き続き本事業に関する。

検討を進めてまいります。

☑ COSMO 事業 企業 発電所 知る・楽 お知 お問い合 採用
□ スモエニバワー株式会社内容 情報 情報 しむ らせ わせ 情報
<本事業の開発計画(概要) >

JP EN

	項目	內容
	事 業 者	青森西北沖洋上風力合同会社
	場所	青森県西北沖(南側)
	関係市町 村	青森県つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町
	設備規模	出力 最大600,000kW(600MW) (9,500~15,000kW級風力発電設備 最大64基)

以上

方法書の公表

方法書及び要約書は、2021年10月26日(火)から2021年11月25日(木)の期間閲覧可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。閲覧時のプラウザは Internet Explorerを推奨します。

方法書及び要約書の縦覧は11月25日(木)で終了しました。

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

第 4 章 第一種事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法

第 5 章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

☑ COSMO 事業、企業、発電所 知る・楽 お知 お問い合 採用 コスモエコパワー株式会社 内容 情報 しむ らせ わせ 情報 JP EN

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地

要約書

方法書の縦覧

縦覧場所

つがる市役所 企画調整課 (青森県つがる市木造若縁61番地1)

つがる市役所 車力出張所(青森県つがる市豊富町屏風山1番地372)

鰺ヶ沢役場 政策推進課 (青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321番地)

深浦町役場 総合戦略課 (青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2)

縦覧期間

2021年10月26日(火)から2021年11月25日(木) ただし、縦覧時間については上記施設の開庁時間に従う

意見書の提出方法

意見書様式

意見書様式

意見書の提出期限

2021年12月9日(木)まで(郵送の場合、当日消印有効)

意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けた意見書箱へのご投函

郵送

COSMO

EN

コスモエコパワー株式会社内 青森西北沖洋上風力合同会社

問い合わせ先

コスモエコパワー株式会社内 青森西北沖洋上風力合同会社(担当:竹内、三輪) 電話:03-5487-8561

(受付時間:午前9時00分から午後5時30分まで[土・日曜日及び祝祭日を除 (.])

▼ お知らせ一覧に戻る

「(仮称) 青森西北沖(南側) 洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称) 青森西北沖(南側) 洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

※閲覧のみの場合でも、お名前・ご住所をご記入のうえ、意見書箱への投函をお願い致します。

○意見書の郵送先	$\mp 141 - 0032$	東京都品川区大崎	1-6-1 TOC 大崎ビルディング
	コスモエコ	パワー株式会社内	青森西北沖洋上風力合同会社
	担当:竹内	、三輪(電話 03-54	187-8561)

○意見書の提出期限 令和3年12月9日(木)[当日消印有効]

.....

意 見 書

令和3年 月 日

項目	ご 記 入 欄
お名前 「法人その他の団体にあっては、」 法人名・団体名、代表者の氏名」	
ご 住 所 「法人その他の団体にあっては、」 主たる事務所の所在地	₹
方法書についての環境の保 全の見地からのご意見	
「日本語により意見の理由を含 めて記載してください。	

- 注: 1. お名前、ご住所の記入をお願いします。
 - なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。
 - 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4サイズ)の用紙をお使いください。